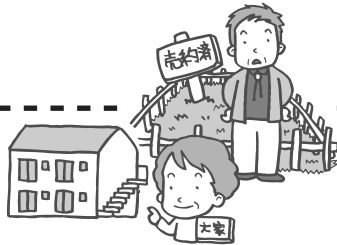


申告が必要な人は どんな人？



一時所得がある方

生命保険や損害保険などが満期になり、一時金等を受け取った場合には一時所得に該当します。受け取った保険金の総額からすでに払い込んだ保険料(必要経費)を差し引いた残りの額が50万円を超える場合には、確定申告または住民税申告が必要です。

事業収入・不動産収入がある方、 土地や建物などを売った方

確定申告または住民税申告が必要です。

非課税収入のみ、または 誰の扶養にもなっていない方

課税対象にならない収入(雇用保険の失業給付・児童扶養手当など)のみで生活する方や、昨年中収入が全くない方で税制上誰の扶養にもなっていない方*は住民税申告が必要です。

*健康保険の扶養とは違いますのでご注意ください。

年金収入の方

①国民年金・厚生年金・共済年金などの公的年金の場合

一定金額を超える年金を受け取っている方は、所得税が源泉徴収されています。年金には年末調整がありませんので、確定申告で所得税を精算してください。

〈65歳未満の方*〉

- 年金収入額108万円以下の場合…確定申告は不要、住民税申告をすれば住民税が非課税になる場合あり。
- 年金収入額が98万円以下の場合…所得税も住民税も非課税なので申告不要。

〈65歳以上の方*〉

- 年金収入額が158万円以下の場合…確定申告は不要、住民税申告をすれば住民税が非課税になる場合あり。
- 年金収入額が148万円以下の場合…所得税も住民税も非課税なので申告不要。

*平成18年1月1日現在

②生命保険契約等に基づく年金(個人年金)の場合

支払を受けた年金額から必要経費(掛金等)を引いて所得を計算します。確定申告または住民税申告が必要です。

③遺族年金・障害年金などの課税の対象とならない年金(非課税所得)の場合

確定申告は不要、国民健康保険に加入している場合は住民税申告が必要です。

●申告受付日程

受付時間 ●午前の部/10:00~11:30(市役所・支所は9:15~) ●午後の部/13:00~16:00

	申告会場							受け付けするお住まいの住所											受け付ける収入の種類				
	市役所本庁舎ロビー	花川北コミセン	花川南コミセン	八幡コミセン	弁天会館	厚田支所	浜益支所(第会議室)	本町・親船地区	右岸地区	生振地区	花畔・新港地区	緑苑台・花川東地区	花川北1条~3条	花川北4条~7条	花川南1条~5条	花川南6条~10条	樽川地区	厚田区	浜益区	給与年金一時	事業不動産	住宅取得控除	
2/1(水)			●					ハガキの受付通知日が1日の方											●				
2/2(木)			○												●			●	●	●	●	○	○
2/3(金)			○													●	●	●	●	●	○	○	
2/8(水)		○						●	●				●					●	●	●	○	○	
2/9(木)		○								●	●	●		●				●	●	●	○	○	
2/10(金)		●						ハガキの受付通知日が10日の方											●				
2/13(月)					●			ハガキの受付通知日が13日の方											●				
2/14(火)				●				ハガキの受付通知日が14日の方											●	●	●		
2/16(木)~2/17(金)	●					●	●	市内全地区											●				
2/20(月)~2/24(金)	●					●	●	市内全地区											●				
2/27(月)~3/3(金)	●					●	●	市内全地区											●				
3/6(月)~3/10(金)	●					●	●	市内全地区											●				
3/13(月)~3/15(水)	●					●	●	市内全地区											●				

※●印の日は石狩市役所が申告会場を設けます。 ※○印の日は札幌北税務署・石狩市役所で申告会場を設けます。

1.上記申告会場の住所 ●市役所(花川北6条1丁目30-2) ●花川北コミセン(花川北3条2丁目198-1) ●花川南コミセン(花川南6条5丁目27-2)

●八幡コミセン(八幡2丁目332-12) ●弁天会館(本町9-1) ●厚田支所(厚田区厚田18-1) ●浜益支所(浜益区浜益2-3)

2.ハガキで通知があった方は、指定された日時にお越しください。

3.事業・不動産所得や住宅借入金(取得)等特別控除に係る申告は、上記日程○印の日のみの受け付けとなります。

○印以外の日は、札幌北税務署(札幌市北区北31西7)で申告してください。また、譲渡所得の申告は石狩市の申告会場では受けられません。

4.市役所ロビー以外に申告会場を設ける日(2/1~2/14)は、市役所ロビーでは申告を受けられませんのでご注意ください。



申告をする必要がない方や年末調整が済んでいる方でも、申告をすることにより所得税の一部が還付されたり(還付申告)、住民税が減額されることがあります。

こんな場合は申告するの？

● 家を取得・増改築したとき

住宅ローンなどを利用してマイホームを取得したときは、6カ月以内に居住するなど、一定の要件に当てはまれば、確定申告をすることで住宅借入金等特別控除という税額控除を受けられます。必要な書類など、詳しくは税務署までお問い合わせください。

※住民税については住宅借入金等特別控除の適用はありません。

● 障がいの認定・要介護認定を受けている場合

申告者本人または配偶者および扶養親族が障がいの認定を受けている場合には、申告することにより一定の金額の所得控除が受けられます。これを障害者控除といいます。申告の際には障害者手帳等の提示が必要です。また、65歳以上の方で要介護認定を受けた方は、市町村長が障害者手帳交付に準ずる者と認めた場合には、障害者控除が受けられます。申告の際には市町村長が交付する「認定書」が必要です。交付申請の手続きをお願いします。

申請先 福祉生活課 ☎72-3194

申請に必要な書類 ①介護保険被保険者証

②申請者(控除を受けられる方)の印鑑

障がい者でかつ前年の合計所得が125万円以下の場合、住民税が非課税になります。また、税制改正のため今回から、障害者控除を受けないために住民税が課税になる場合もあります。

● 病気やけがなどで多額の医療費を支払ったとき

平成17年中に支払った医療費から保険等で補てんされた金額を引いた額が10万円または所得の5%以上ある場合、医療費控除が受けられます。医療費控除を受けられる方は、あらかじめすべての領収書の合計額を計算し、また、かかった人・病院ごとの明細を作成してください。

※医療費控除は税金の計算における控除のため、支払った医療費そのものが戻ってくるわけではありません。所得税や住民税が課税されない方は医療費控除を加えての申告をしても還付される税金はありません。

● 国民年金等を支払ったとき

平成17年中に納めた国民年金保険料、国民健康保険税、介護保険料などは、社会保険料控除として、支払った全額が所得金額から控除されます。なお、生計を一にする親族の社会保険料を申告者が払っている場合は申告者の控除とすることができます。

また今回の税制改正で、国民年金保険料を社会保険料控除として申告する場合には、1年間に納付した保険料を証明する書類の添付等が義務付けられました。申告の際には、社会保険庁から送られてくる「社会保険料(国民年金保険料)控除証明書」が必要です。

浜益区内出張申告受付日程表

地区名	受付日	会場	受付時間
川下	2/27(月)	川下コミュニティセンター	13:30~15:30
実田	2/28(火)	実田会館	9:30~12:00
毘砂別	2/28(火)	毘砂別会館	13:30~15:30
柏木	3/1(水)	柏木コミュニティセンター	9:30~12:00
群別	3/1(水)	群別自治会館	13:30~15:30
幌	3/2(木)	幌会館	9:30~12:00
床丹	3/2(木)	床丹会館	13:30~15:30
千代志別	3/3(金)	千代志別会館	9:30~12:00
雄冬	3/3(金)	佐藤昇様宅	13:30~15:30
送毛	3/6(月)	送毛会館	9:30~12:00
濃昼	3/6(月)	濃昼会館	13:30~15:30

厚田区内出張申告受付日程表

	会場	午前の部	午後の部	受付する収入の種類
2/20(月)	聚富ふれあいセンター	10:00 ∪ 11:30	13:00 ∪ 16:00	・給与 ・年金 ・一時
2/21(火)				
2/22(水)				
2/23(木)	望来集落センター	10:00 ∪ 11:30	13:00 ∪ 16:00	・給与 ・年金 ・一時
2/24(金)				
2/27(月)	古潭ふれあいセンター	10:00 ∪ 11:30	13:00 ∪ 16:00	・給与 ・年金 ・一時
2/28(火)				